

ガイドブック2022

(補助・助成・融資制度)



一般社団法人 東京都トラック協会

目 次

参考資料「東ト協の主な融資・助成一覧（令和4年度）」	1
----------------------------	---

1 トラック協会の近代化基金融資制度

(1) 地方近代化基金融資（（一社）東京都トラック協会）	4
（資料）第42回地方近代化基金融資について	5
(2) 中央近代化基金融資（（公社）全日本トラック協会）	6
(3) 近代化基金融資に関するQ&A	8

2 信用保証協会の信用保証制度

(1) 信用保証制度ご利用の流れ	10
(2) 経営安定関連保証（セーフティネット保証）	10
(3) 東京都トラック協会の信用保証料の助成	11
(4) 信用保証料助成に関するQ&A	12

3 経営改善対策に係る助成

(1) 自家用燃料供給施設整備支援助成	13
(2) 経営診断受診促進事業助成	14
(3) インターシップ導入促進支援助成	15

4 環境対策に係る補助制度

(1) 環境性能優良トラック導入補助	16
(2) 省エネ対策用機器等導入補助	18
(3) 「グリーン・エコプロジェクト」参加事業者への各種助成	20

5 交通安全対策に係る助成

(1) 安全装置等導入促進助成	21
(2) 点呼支援機器等導入促進助成	24
(3) ドライバー等安全教育促進助成	26
(4) 運転者適性診断受診助成	28
(5) 運転記録証明書交付料助成・セーフティドライブ・コンテスト参加支援助成	30

6 人材確保促進

(1) 女性ドライバー免許取得助成	32
(2) 男性ドライバー免許取得助成	33
(3) 準中型免許取得助成	34
(4) 中小企業大学校講座受講促進助成	35

7 健康労働促進

(1) 健康診断受診助成	36
(2) トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成	37
(3) 脳MRI検診助成	38
(4) 血圧計導入促進助成	39

東ト協の主な融資・助成一覧（令和４年度）

内容	助成内容	備考
地方近代化基金融資		
ポスト新長期等融資	0.3%	ポスト新長期等規制適合車両購入資金
一般融資	0.3%	一般融資・施設整備資金等
中央近代化基金融資		
補完融資	0.3%	大規模プロジェクト(物流施設整備)資金等
燃料対策特別融資	0.3%	ポスト新長期等規制適合車両購入・自家用燃料供給施設整備資金等
信用保証料の助成	必要保証料の2分の1	セーフティネット保証 上限 200,000 円 但し、激甚災害関連保証の場合は上限 400,000 円

問合せ先：財務部交付金会計G

経営診断受診促進事業助成		
中小企業診断士等による経営診断 (ステップ1)	診断費用の2分の1 (80,000 円) ※Gマーク取得事業者は 100,000 円	
中小企業診断士等による経営改善相談 (ステップ2)	20,000 円 ※Gマーク取得事業者は 30,000 円	
インターンシップ導入促進支援助成		
受入れ期間 3日間	90,000 円	1 事業者 1 回のみ 受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とする 助成額は受入れ人数にかかわらず左記のとおり
受入れ期間 4日間	110,000 円	
受入れ期間 5日間以上	130,000 円	
自家用燃料供給施設整備支援助成	新 設：100 万円 増 設：30 万円	1 事業者 1 回のみ

問合せ先：総務部総務・支部支援G

「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」 参加費用補助 (エコドライブコンサル事業)	全額補助 1 台あたり 15,000 円 [概算]	原則全車両補助
「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」インセンティブ 補助事業～ホームページ新規作成補助	60,000 円	GEP 参加事業者のみ 新規作成時のみ
「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」インセンティブ 補助事業～グリーン経営認証取得促進補助	30,000 円	GEP 参加事業者のみ 新規・更新認証登録時
「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」インセンティブ 補助事業～環境性能優良車導入促進補助	小型 1 台あたり 30,000 円	GEP 参加事業者のみ 1 事業者 5 台若しくは 30 万円 まで
	中型 1 台あたり 60,000 円	
	大型 1 台あたり 100,000 円	

問合せ先：業務部交通・環境G「環境」グリーン・エコプロジェクト事務局

内容	助成内容	備考	
環境性能優良車(CNG車両)導入補助	小型 1 台あたり 213,000 円	新規購入またはリース 1 事業者 30 台まで	
	中型 1 台あたり 802,000 円		
	大型 1 台あたり 1,500,000 円		
環境性能優良車(ハイブリッド車両)導入補助	小型 1 台あたり 97,000 円	新規購入またはリース	
	中型 1 台あたり 335,000 円		
	大型 1 台あたり 300,000 円		
環境性能優良車(CNG車両)導入補助	小型・中型 1 台あたり 150,000 円	使用過程改造車	
環境性能優良車(電気車両)導入補助	2.5t超 1 台当たり 300,000 円	新規購入またはリース	
省エネ対策用機器等導入補助			
エコドライブ管理システム(EMS)用車載器	1 台あたり 10,000 円	EMSとDRを合わせて 1 事業者 15 台まで	
ドライブレコーダー(DR)用車載器 (標準型・運行管理連携型)	1 台あたり 10,000 円		
アイドリングストップ支援機器 (蓄熱マット等)	購入金額の2分の1 (上限 15,000 円)	買い取りのみ	1 事業者 5 個まで
アイドリングストップ支援機器 (エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置)	購入金額の2分の1 (上限 60,000 円)	買い取り またはリース	
環境タイヤ(リトレッドタイヤ)	購入金額の2分の1 (上限 50,000 円)	1 事業者 1 申請のみ	

問合せ先：業務部交通・環境G「環境」

安全装置等導入促進助成		
後方視野確認支援装置(バックアイカメラ)	取得価格の2分の1 (上限 20,000 円)	1 事業者 30 台まで ※支部登録車両数が 30 台以下 の場合は、登録台数まで
側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)	※両装置一体型は 上限 40,000 円	
呼気吹込み式アルコールインターロック 装置	取得価格の2分の1 (上限 20,000 円) 東ト協独自 40,000 円	
I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に 使用する携帯型アルコール検知器	取得価格の2分の1 (上限 20,000 円)	
点呼支援機器等導入促進助成	1 台あたり 100,000 円	1 事業者 1 台まで 中小企業に限る
運転者適性診断受診助成	1 名あたり 2,000 円	初任・適齢診断
運転記録証明書交付料助成	1 名あたり 670 円	1 事業者 30 名まで 但し、支部届出車両数まで
ドライバー等安全教育促進助成		
一般研修	1 名あたり 10,000 円	特定・指定研修施設での研修を 受講 1 事業者 10 名まで
特別研修	受講料の7割 ※Gマーク認定事業 所は全額補助	

問合せ先：業務部交通・環境G「交通」

内容	助成内容	備考
業界別人材確保支援事業(運転免許取得支援)	教習費用の2分の1	都内事業所所属の中小企業に限る
準中型免許取得助成		
新規取得	1名あたり 40,000 円	1 事業者 20 万円まで
5トン限定解除	1名あたり 25,000 円	
女性ドライバー免許取得助成		
大型(新規)	取得の3分の2 (上限 267,000 円)	1事業者2名まで 都内事業所所属の中小企業に限る
中型(新規・限定解除)	取得の3分の2 (上限 180,000 円)	
準中型(新規・限定解除)	取得の3分の2 (上限 267,000 円)	
男性ドライバー免許取得助成		
新規取得(大型・中型・準中型)	上限 50,000 円	1事業者2名まで 都内事業所所属の中小企業に限る
限定解除(中型・準中型)	上限 30,000 円	
運転免許取得割引紹介	教習所により異なる (10%割引又は 1万円引)	東ト協との特約教習所 (都内2箇所)を紹介
健康診断受診助成	1名あたり 1,000 円	1事業者30名まで 但し、支部届出車両数まで
睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング 検査助成	1名あたり 4,000 円	1事業者30名まで 再検査受診料: 1名あたり 500 円
血圧計導入促進助成事業	取得価格の2分の1 (上限 50,000 円)	中小企業に限る
脳MRI健診助成	1 名あたり 10,000 円	1 事業者5名まで(45 歳以上) 支部届出車両数まで
「働きやすい職場認証制度」取得促進助成	初回審査・登録料 50,000 円 都内複数の事業所を 申請する場合、2 事業 所目から、1 事業 所あたり 5,000 円(上 限 11 事業所)	本社事業所を含め11 事業所まで 上限 100,000 円

問合せ先：業務部交通・環境 G「業務」

中小企業大学校講座受講促進助成	対象の講座受講料の3分の2	法定中小企業に限る
-----------------	---------------	-----------

問合せ先：業務部教育研修・輸送 G

1 トラック協会の近代化基金融資制度

(1) 地方近代化基金融資 ((一社) 東京都トラック協会)

1) 交付要綱等

「第42回(令和4年度)地方近代化基金融資公募要綱」。この制度は、東京都からの運輸事業振興助成交付金をもって地方近代化基金を創設し、利子補給によって長期低利の融資を推進して、トラック運送事業の近代化・合理化を図るものです。

2) 融資対象事業

① ポスト新長期等融資

ポスト新長期規制適合車及び平成28年排出ガス規制適合車の購入資金。

② 一般融資

①以外の車両(フォークリフト含む)・荷役機械等の購入資金、福利厚生施設・車庫・配送センター等の物流施設整備資金、コンピュータ(ソフト含む)・複写機等の購入資金(1台20万円以上)、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー・EMS等の省エネ機器の購入資金。

3) 融 資 枠 総額 35億円

ポスト新長期等融資及び一般融資を合わせて35億円。

4) 公募期間 令和4年5月1日から令和5年1月31日まで。

5) 申 込 先 (一社) 東京都トラック協会財務部交付金会計グループ

6) 融資対象者

(一社) 東京都トラック協会の会員。東京都以外に本社を有する事業者の方は、本社の存する道府県トラック協会へ申し込んでください。

7) 融資限度額等

・融資限度額(個別企業)

ポスト新長期等融資 6,000万円(年度毎を単位とする)

一般融資 6,000万円(申込時の融資残高)

申込は10万円を単位とします。

・貸付金利 取扱金融機関の所定利率によります。(長期プライムレート適用)

・償還期間 車両は5年以内(据置期間含む)、その他は最高10年(据置期間含む)。

・償還方法 元金均等償還

8) 取扱金融機関

商工中金の本・支店及び同社の代理店となっている信用組合の本・支店。

9) 利子補給率

① ポスト新長期等融資 0.3%

② 一般融資 0.3%

10) 購入報告、設備完成報告 車両等購入後又は設備完成後、速やかに所定様式で報告。

【問合せ先】

(一社) 東京都トラック協会 財務部交付金会計グループ

☎03-3359-4136

第42回 地方近代化基金融資について

東京都からの運輸事業振興助成交付金をもって地方近代化基金を創設し、利子補給を行うことによって低利の融資利用を推進し、トラック運送事業の近代化・合理化を図るものです。融資には、ポスト新長期規制適合車等と一般融資があります。詳細や申込書は協会HPでご案内

融資対象者	(一社) 東京都トラック協会の会員 (登録車両数が5台未満でも申込可能)	
公募期間	令和4年5月1日～令和5年1月31日。協会財務部交付金会計グループへの郵送または持参で受け付けます。公募枠を超えた場合は公募を打ち切ることがあります。	
融資名称	ポスト新長期等融資	一般融資
融資対象	ポスト新長期等規制適合車購入資金 ・ポスト新長期規制適合車 ・平成28年排出ガス規制適合車	設備資金等 ・車両、荷役機械等の購入 (※) ・福利厚生施設の整備 ・車庫、配送センター等の物流施設整備 ・事務機器の購入 (コンピュータ・複写機等で1品20万円以上のもの) ・デジタルカメラ、ドライブレコーダー、EMS等の省エネ機器の購入 ※ポスト新長期等規制適合車両の購入についてはポスト新長期等融資で対応
融資限度額	申込は 10万円を単位 とします。車両に係る消費税は融資の対象となりますが、自動車税環境性能割、自動車重量税、自賠責保険料、手続代行費用、法定費用等の 諸費用は融資の対象となりません 。	
	1企業 6,000万円 (年度ごとを単位とする)	1企業 6,000万円 (申込時の融資残高が6,000万円以内であれば、6,000万円に達するまで融資申込が可能)
	共同体は1億円、組合は転貸先の企業ごとに6,000万円となります	
融資利率	(株)商工組合中央金庫 (商工中金) の所定利率 (現行の長期プライムレート 1.10%)	
償還期間	5年以内 (据置期間含む)	車両は5年以内 (据置期間含む) その他は最長10年 (据置期間含む)
留意事項	協会の推薦決定通知書は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認し証明するものであり、その後、 取扱金融機関が返済能力等の審査を経て、融資の可否が決定 されます。	
取扱金融機関	商工中金 (本・支店) 及び同社の代理店となっている信用組合 (本・支店)	
購入報告、設備完成報告	車両等購入後又は設備完成後、速やかに 所定の様式により報告 してください。報告がない場合や条件不一致の場合には、利子補給の打ち切りや利子補給分の返還を求める場合があります。	
利子補給	貸付利率のうちの 0.3% (うち全ト協の補助は1/3)	貸付利率のうちの 0.3% (ただし、低公害車(CNG、ハイブリッド車)・省エネ関連機器も0.3% ※全ト協の補助は1/3)

(2) 中央近代化基金融資 ((公社) 全日本トラック協会)

① 補完融資

物流施設の整備などで大規模プロジェクトを対象とする融資制度。

この融資は地方トラック協会の一般融資制度を補完するもので、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の利子補給によりトラック運送事業者の近代化・合理化を図るものです。

1) 公募推薦総枠：30億円

2) 公募期間：令和4年6月13日から令和4年11月30日まで。

3) 申込先：各都道府県トラック協会（以下「地方協会」という。）を通じて全ト協あて申込み。

4) 推薦対象者：地方協会に加入している貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る）であって、商工中金の取引資格がある者。

5) 融資対象事業

＜1＞ トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
・近代化、合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金を含む。
・「補修・改修」に要する資金を含む。

＜2＞ 人材確保及び生産性向上のための設備
・福利厚生施設の整備に要する資金(男女別施設(トイレ・更衣室・休憩室等を含む))。
・荷役機械購入に要する資金（テールゲートリフターの設置を含む）。
※ 車両購入及び改造は除く。

6) 推薦融資の条件

・ 融資限度

事業規模が1億円以上5億円以内の大規模プロジェクト。

令和3年度以降の投資額の30%以内で未払金額の範囲内とする(投資額の30%が5千万円未満は5千万円)。

・ 融資利率

取扱金融機関の所定利率（最優遇利率適用）による。

・ 償還期間

10年以内（法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内）。ただし、主設備と同時に付帯設備投資（事務機器・荷役機械等）をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。

7) 利子補給

・ 利子補給率 0.3%

・ 利子補給限度額 1事業者に対する利子補給額は総額で2千万円を限度とする。

8) 取扱金融機関

商工中金本・支店及び商工中金の代理店。

9) その他

公募枠を超える応募があった場合は全ト協への先着順とする。

1 トラック協会の近代化基金融資制度

② 燃料費対策特別融資

1) 公募推薦総枠：40億円

2) 融資推薦対象者

地方協会に加入している貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。）であって、商工中金との取引資格のある者（予定を含む）。

3) 公募期間：令和4年7月1日から令和4年9月30日まで。

（ただし、公募枠の40億円に達し次第受付を締め切る。）

4) 申込先：地方協会を通じ全ト協あて申込み。

5) 推薦対象資金

(1) ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金

(2) 自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金

6) 融資条件

・融資限度：2,000万円（地方協会の限度額とは別枠）

・融資利率：取扱金融機関の所定利率による。

・償還期間 (1) 車両：5年以内（据置期間6か月以内）

(2) 自家用燃料供給施設：8年以内（据置期間6か月以内）

・担保・保証人：取扱金融機関の定めるところによる。

7) 利子補給 (1) 利子補給率：0.3%

(2) 利子補給限度額：1事業者に対する利子補給は、中央近代化基金推薦融資総額で2千万円を限度とする（但し、全額償還された融資に係る利子補給額を除く）。

8) 取扱金融機関

商工中金の本・支店及び商工中金の代理店

9) 申込方法

地方協会を通じ全ト協あて公募期間内に申し込む。

10) その他

・地方協会のポスト新長期等融資を優先的に利用する。

・公募枠を超える応募があった場合は全ト協への先着順とする。

【問合せ先】

（一社）東京都トラック協会 財務部交付金会計グループ

☎ 03-3359-4136

（公社）全日本トラック協会 経営改善事業部

☎ 03-3354-1056

近代化基金融資に関するQ&A

Q 1 次の事項は近代化基金の融資対象として考えてよいのでしょうか。

- ① 保証金
- ② 対象設備に係る消費税
- ③ 中古車両購入
- ④ 車両等リース料

(答)

- ① 「保証金」は融資対象とはなりません。建物・車両等の設備を対象としています。
- ② 「消費税」は対象事業施設取得に直接必要な資金であることから、融資対象としています。
- ③ 中古車両は自動車 NOx・PM法に基づく排出基準適合車であれば融資対象としています。
ディーラー等の見積りにより妥当な購入金額がわかるようにして下さい。
- ④ 車両等リース料は運転資金と認定され、設備資金ではないので、融資対象外となります。

Q 2 中央近代化基金と地方近代化基金の両方から近代化基金融資を利用することはできますか。

(答)

同一案件について両方から融資を受けることはできません。

全ト協と地ト協とでは事業者の設備投資の規模によって役割分担が異なるというのが基本的考え方です。
したがって、「同一プロジェクトについて両方から利子補給を受けることはできない。」「同一プロジェクトの中央、地方両者からの推薦はできない。」としています。

Q 3 無蓋車庫は設備融資の対象になりますか。

(答)

原則、土地のみの取得（購入）は対象外となります。

しかし、その無蓋車庫が物流機能上必要と認められる場合は対象となります。例えば、大型車の車庫、保管場所が手狭になって、出入りに支障をきたしているため別に土地を購入し、車庫、保管場所として利用する場合等です。ただし、こうした場合でも、新規購入予定の土地が既存の物流施設や車庫の保管・駐車場と距離が離れているなど、土地のみでの利用が実質困難な場合は対象にはなりません。

Q 4 推薦決定前に支払が必要となった場合、どのようにすればよろしいでしょうか。

(答)

推薦決定以前に資金支払が必要となった場合、手許の自己資金で支払ってしまうと、支払済分について推薦融資を受けることができません。そこで、事業内容を商工中金に事前に説明し、「つなぎ融資」を受けて支払うことが必要になります。

Q 5 本社が所在する東京都外の営業所の車両（他県ナンバー）購入資金の申し込みはできますか。

(答)

近代化基金融資の申し込みは、原則、申込者の本社が所在する地方ト協が受け付けます。他県ナンバーの車両を購入する場合でも、本社が所在する地方ト協が推薦することになります。

1 トラック協会の近代化基金融資制度

Q 6 利子補給の打ち切りや既往の利子補給分の返還請求をされるのはどのようなケースですか。

(答)

「利子補給の打ち切り」や「返還請求」を行うのは、次のような状況が生じた場合です。

- ① 事業者が正常な取引を維持することが困難であると判断される場合（例えば、銀行取引の停止、倒産、営業権の譲渡、協会会員資格を失ったとき、及び正常な会員の義務を果たさなかった場合等）。
- ② 事業者が正当な事由なく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合などです。

Q 7 融資推薦決定通知書の有効期間はいつまでですか。

(答)

融資推薦決定通知書は、推薦年度末まで有効です。融資、支払、登録の手続きは、原則として年度末（3月末）までに完了して下さい。これらの手続きが完了できないことがわかった場合は、いったん取り下げを行い、翌年度に申請する必要があります。

全ト協事業のうち、設備工事着工から完成までに年度をまたぎ相当時間を要するものは、翌事業年度末まで認められるものがあります

2 信用保証協会の信用保証制度

(1) 信用保証制度ご利用の流れ

この制度は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会がその債務を保証する制度で、これにより金融機関の貸し出しリスクが信用保証協会によってカバーされるため、融資を受けやすくなります。

<ご利用の流れについて>

1 保証の申込 → 2 保証の審査 → 3 保証の承諾 → 4 融資の実行 → 5 返済

(2) 経営安定関連保証（セーフティネット保証）

「セーフティネット保証」は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき、経済産業大臣が指定する事由に該当していることを区市町村長が認定した場合に適用される保証です。

セーフティネット保証は、信用保証協会による保証（80％～100％保証）で、一般保証とは別枠で、2億8,000万円までの経営安定関連保証が受けられます。

<参考>

◇ セーフティネット保証の対象となる事由 ◇

- 1号 連鎖倒産防止（100％保証）
- 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限（100％保証）
- 3号 突発的災害（事故等）（100％保証）
- 4号 突発的災害（自然災害等）（100％保証）
- 5号 業況の悪化している業種（全国的）（80％保証）
- 6号 取引金融機関の破綻（100％保証）
- 7号 金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整（80％保証）
- 8号 金融機関の整理回収機構（RCC）に対する貸付債権の譲渡（80％保証）

（※）5号 業況の悪化している業種（全国的）

（イ）最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5％以上減少していること。

（ロ）製品等原価のうち20％を占める原油等の仕入価格が20％以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転換できないこと。

【問合せ先】

東京信用保証協会 保証統括課 （各支店保証課）

☎ 03-3272-3081

2 信用保証協会の信用保証制度

(3) 東京都トラック協会の信用保証料の助成

1) 交付要綱等

「令和4年度信用保証料助成事業に係る助成金交付要綱」（令和4年4月1日制定）

2) 助成対象

- ① 景況の悪化等により、経営の安定に支障を生じている会員事業者で、セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号及び同条第6項危機関連保証）に係る区市町村長の認定に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料の支払を行った会員事業者。
- ② 激甚災害に伴う被害等に係る区市町村長等の「り災証明書」に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料の支払を行った会員事業者。

3) 金融機関の範囲

信用保証協会が貸付金等の債務の保証を行うすべての金融機関を対象とします。

4) 助成額

- ① 1事業者あたり、必要保証料の2分の1の額について20万円を限度額として助成します。限度額に達するまで再助成します。
ただし、激甚災害関連保証の場合は、40万円を限度とし、限度額に達するまで再助成します。
- ② 公的機関から助成がある場合は、その額を差し引いた金額が対象となります。

5) 適用期間

- ① 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に信用保証協会が保証した日。
- ② 令和4年1月1日から令和4年3月31日までの借入に対する信用保証料についても、申請状況により助成の対象となります

6) 助成手続

融資を受けた会員事業者は、信用保証協会への保証料の支払い完了後、「信用保証協会保証料助成申請書」に記入し、保証料計算書[保証決定のお知らせ（お客様用）]の写し、及び区市町村長の認定書の写し、また、激甚災害関連保証の場合は保証料計算書のほかに区市町村等が発行した「り災証明書」の写しを添えて、（一社）東京都トラック協会財務部交付金会計グループに提出してください。

7) 助成金交付申請期間

令和4年4月1日から常時受付けます（土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く）。
ただし、最終申請期限は令和5年3月1日です。

8) 助成金の返納

助成金を受けた事業者が、融資の繰上償還を行った場合等で信用保証協会から保証料の返還を受けた場合には、返還額に相当する助成金を返納していただきます。

【問合せ先】

（一社）東京都トラック協会 財務部交付金会計グループ

☎ 03-3359-4136

信用保証料助成に関するQ&A

◇セーフティネット保証（5号）の対象について

Q 1 経営環境の変化で資金繰りが厳しいので保証を受けたい。

どのような場合、中小企業者がセーフティネット保証（5号）制度を利用できますか。

（答）

以下のいずれかの要件に当てはまる中小企業者であって、事業者の所在地を管轄する区市町村長の認定を受けた方が対象となります。

- ① 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少していること。
- ② 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できないこと。

Q 2 セーフティネット保証（5号）を利用するにはどこへ申込みをすればよいでしょうか。

（答）

セーフティネット保証（5号）を申請しようとする中小企業者の方は、本社所在地の区市町村の担当課の窓口にて認定申請書（5号）を提出し、認定を受けてください。その後、ご希望の金融機関または信用保証協会に認定書及び決算書等借入に必要となる資料を持参の上、保証付き融資を申し込んでください。

Q 3 売上等を証明する書類として何を添付すればよいですか。

（答）

法人概況説明書や各月の残高試算表が望ましいのですが、それらが困難な場合は、売上元帳や請求書のコピー、入金通帳のコピー等でも受付けています。また、各月の売上等を担当の税理士が証明した場合も受付けます。単に各月の売上だけを記載した表を持参しても受付けないことがあります。

3 経営改善対策に係る助成

(1) 自家用燃料供給施設整備支援助成

1) 事業の趣旨

低廉かつ安定的な燃料確保に取り組む会員トラック運送事業者が、自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替を行う場合、費用の一部を助成するもの。

2) 助成対象者

- ① (一社) 東京都トラック協会会員 (会費未納がないこと。)
- ② 過去に同事業による助成金の交付を受けていないこと。

3) 主な助成要件

指定数量 (1000 リットル) 以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設をともなう代替を行い、令和4年4月1日～令和5年2月28日までに消防 (市町村又は消防組合等) による危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの。 (「支払いの完了」には割賦契約により導入した場合の「割賦契約の締結および物件の検収」を含む)

4) 申込受付期間

令和4年8月1日から令和4年10月31日まで (郵送または持参)。

5) 助成金額

軽油タンクの新設 100 万円

軽油タンクの増設 30 万円

※ただし、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した場合は、1 件あたりの助成金額を減額する場合がある。

【 問合せ先 】

(一社) 東京都トラック協会 総務部広報・情報グループ

☎ 03-3359-4134

(2) 経営診断受診促進事業助成

1) 事業の趣旨

様々な経営課題を抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等による「総合的な経営診断(ステップ1)」を行う。さらに、その結果をベースに、経営改善に係る助言を行う「経営改善相談(ステップ2)」を実施する。

2) 助成対象者

- ① (一社)東京都トラック協会会員(会費未納がないこと。)である中小トラック運送事業者
- ② 中小企業診断士等が実施する全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断および、経営診断結果に基づく経営改善相談を受診した事業者。

3) 助成対象経費

経営診断および経営改善相談の受診に係る直接費用とし、全ト協が別に定めるものとする。

4) 申込受付期間

令和4年5月1日から令和5年3月1日まで(郵送または持参)。

5) 助成金額

・会員事業者

- ① 総合的な経営診断(ステップ1) 8万円
- ② 経営改善相談(ステップ2)) 2万円

・会員事業者(Gマーク取得事業所)

- ① 総合的な経営診断(ステップ1) 10万円
- ② 経営改善相談(ステップ2) 3万円

※申請時において安全性優良事業所(Gマーク)を取得していること。

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 総務部広報・情報グループ

☎ 03-3359-4134

3 経営改善対策に係る助成

(3) インターンシップ導入促進支援助成

1) 事業の趣旨

少子高齢化に対応し、学生による職場体験（「インターンシップ」）の受入れを実施する会員事業者に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図る。

2) 助成対象者

（一社）東京都トラック協会会員（会費未納がないこと。）である中小トラック運送事業者

3) 助成対象事業等

全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録し、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受け入れた場合に次の要件に適合するもの。ただし、1事業者あたりの申請は1回に限る。

① インターンシップ受け入れ機関が3日間以上であること。

② トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。

・点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等

・乗務体験（学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。）

4) 申込受付期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日まで（郵送または持参）。

5) 助成金額

① インターンシップ受入れ期間 3日間 9万円

② インターンシップ受入れ期間 4日間 11万円

③ インターンシップ受入れ期間 5日間以上 13万円

【問合せ先】

（一社）東京都トラック協会 総務部広報・情報グループ

☎ 03-3359-4134

4 環境対策に係る補助制度

(1) 環境性能優良トラック導入補助

1) 交付要綱

「環境性能優良トラック導入促進事業に関する補助金交付要綱（令和4年4月7日付東ト協業交発第27号）」

2) 補助対象者

東京都トラック協会会員事業者（会費未納がないこと。）

国等の補助を受け（協調補助）、令和5年3月10日までに登録を完了し、実績報告が可能なこと。

3) 補助対象車両

車両総重量2.5トン超の下記事業用環境優良車トラック（使用の本拠「東京都内」）

① CNGトラック（使用過程車の改造を含む）

② ハイブリッドトラック

③ 電気トラック

※補助対象車両は新車「新規登録車」であること。ただし、使用過程車のCNG改造は除く。

4) 補助予定台数

100台（東ト協補助分）

※補助台数については、1社30台まで。

5) 補助金額

補助額は下表参照。補助額については購入（買取り）、リースいずれも同額。

※トラック協会の補助は、東京都トラック協会と全日本トラック協会が補助する制度。

◆ 車種別補助額一覧 ◆

車 種		通常車両 との 価格差	関係機関別・補助額（上限額）			補助額計 （国＋都 ＋トラック協会）
			国土交通省 環境省	東京都※中小事業者 （）は200台未満保有の場合	トラック協会 （全ト協分含む）	
CNGトラック	積 載 2 t	730,000	243,000	100,000	213,000	556,000
	積 載 4 t	2,750,000	916,000	100,000	802,000	1,818,000
CNGトラック（大型）	総重量 25t	5,600,000	2,800,000	200,000	1,500,000	5,300,000
CNGトラック（改造）	積 載 2 t	730,000	243,000	－	150,000	293,000
	積 載 4 t	2,750,000	916,000	－	150,000	1,066,000
ハイブリッドトラック	積 載 2 t	770,000	256,000	164,000 (417,000)	97,000	517,000
	積 載 4 t	2,680,000	893,000	571,000 (1,452,000)	335,000	1,799,000
ハイブリッドトラック（大型）	総重量 25t	3,000,000	1,500,000	571,000	300,000	871,000
電気トラック	2.5 t 超	8,520,000	5,680,000	－	300,000	300,000

注）国土交通省の補助額は、

・「廃車を伴う場合」、「新車のみの場合」……通常車両価格との価格差の1／3。

・経年車（※）の廃車を伴う新車購入の場合……1台から導入可能。

※新規登録年月日を起算日として、令和4年度中に11年以上経過している自動車をいう。

4 環境対策に係る補助制度

6) 申請（請求）受付期間

令和4年5月16日（月）から令和5年1月31日（火）まで

※ただし、上記期間内であっても、予算に達した場合はその時点までとする。

7) 申請手続き

① 申請

車両を登録する前に必ず「低公害車導入促進助成交付申請書」（5枚複写）に所定事項を記入し、下記添付書類を添えて、東京都トラック協会業務部交通・環境グループ（環境対策窓口）に提出する。

なお、本制度は原則登録前申請だが、4月～6月の登録車両に限り、事後の申請（7月29日まで）を認める。

・添付書類

申請時には、必ず添付書類として「見積書の写し」を添付すること。

なお、見積書には、通常車両価格との価格差がわかる書式で作成したものに限る。

② 実績報告

実績報告は、令和5年3月10日までに登録及び支払いを完了し、実績報告書（購入分・リース分）と添付書類を提出すること。

・添付書類

1) 購入の場合

「車検証の写し」、「車両代金支払いに係わる領収証の写し」（金融機関の出納印のある銀行窓口での振込依頼書も可、ATMの利用明細書は不可）、「請求明細書の写し」。

2) リースの場合

「車検証の写し」、「リース契約書の写し」、契約書に車番等の記載がないものは「引渡書」、「借受書」などの車番等が記載されている書類。

8) その他

当協会の補助は、必ず国等の補助を受けることを前提とする。国の補助が受けられないと、当協会の補助対象外となる場合がある。

【申請及び問合せ先】

国土交通省関東運輸局東京運輸支局 輸送担当 ☎ 03-3458-9233

東京都環境局環境改善部自動車環境課 低公害化支援担当 ☎ 03-5388-3535

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ「環境対策窓口」 ☎ 03-3359-3617

(2) 省エネ対策用機器等導入補助

1) 交付要綱

「省エネ対策用機器等導入に関する補助金交付要綱（令和3年4月8日付け東ト協業交発第26号）」

2) 補助対象者

東ト協会員事業者（会費未納がないこと）で、都内ナンバーの事業用貨物自動車に、本年度、新たに省エネ対策用機器を導入（装着・購入及び支払いが完了）し、指定期日までに申請（請求）ができること。

3) 補助対象機器

- ① エコドライブ管理システム（EMS）及びドライブレコーダー（DR）用機器
- ② アイドリングストップ支援機器（エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器）
- ③ 環境タイヤ（リトレッドタイヤ）

4) 補助予定数

- ① EMS用機器 100台、及びDR用機器 400台。
※補助台数については、EMSとDR用車載器を合わせて1社15台まで（台数制限）。
- ② アイドリングストップ支援機器 25台（1社5台まで（台数制限））。
※ただし、補助台数については1社合わせて5台まで（台数制限）。
- ③ 環境タイヤ（リトレッドタイヤ） 75社（1社1申請のみ）。

5) 補助金額及び導入方法

◆ 省エネ対策用機器等補助額及び導入方法一覧（対象機器1台の補助金額） ◆

※但し、過去に同種の補助を受けた車両は対象外。また、国の補助を受けた場合は全ト協補助対象外。

導入機器の種類			東ト協	全ト協	導入方法
①	EMS用機器		10,000円	—	買取り・リース
	DR用機器	標準型	10,000円	—	
		運行管理連携型	10,000円	—	
②	アイドリングストップ支援機器	蓄熱マット等	15,000円（上限）※1	—	買取りのみ
		エアヒータ	—	60,000円（上限）※1	買取り・リース
		車載バッテリー式冷房装置	—	60,000円（上限）※1	
③	環境タイヤ（リトレッドタイヤ）		50,000円（上限）※1	—	買取り・トータルパッケージプラン

※1 購入価格の1/2額（千円未満切捨）または、上記の上限額のどちらか低い金額。

6) 申請受付期間

令和4年6月1日（水）から令和5年2月28日（火）まで。

※ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した場合はその時点までとする。

7) 申請手続き

① 申請

各対象機器に対応する「補助金交付申請書（兼請求書）」及び「別紙1 車両別請求内訳」を記入し、下記添付書類を添えて東京都トラック協会業務部交通・環境グループ（環境対策窓口）に提出する。

② 添付書類

1) 購入の場合

4 環境対策に係る補助制度

「車検証の写し」、「機器代金支払いに係わる領収証の写し」（金融機関の出納印のある銀行窓口での振込依頼書も可、ATMの利用明細書は不可）、「請求明細書の写し」。

2) リースの場合

「車検証の写し」、「リース契約書の写し」、契約書に機器型式等の記載がないものは「引渡書」、「借受書」などの機器型式等が記載されている書類。

【申請及び問合せ先】

（一社）東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ「環境対策窓口」

☎03-3359-3617

(3) 「グリーン・エコプロジェクト」参加事業者への各種助成

1) 交付要綱

「グリーン・エコプロジェクトインセンティブ補助金交付要綱（令和3年6月22日付け東ト協業交発第102号）」

2) 補助対象者

東京都トラック協会会員事業者で、「グリーン・エコプロジェクト」へ参加・活動している事業者。

3) 補助内容・予定数

① グリーン・エコプロジェクト参加費用・補助金額

- ・新規・更新時の車両登録料 …………… 2,000円/台
- ・月額利用料金 …………… 400円/台
- ・セミナー参加料金 …………… 3,000円/1回（全額補助・回数、人数制限なし）

② グリーン経営認証取得促進補助

・補助対象

交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度（トラック運送事業）の認証を取得した東京都内のグリーン・エコプロジェクト参加事業所で、認証取得日（登録発行日）が令和4年3月以降、令和5年2月末日までのもの。

・補助金額

新規取得及び継続（更新）…………… 3万円
※1事業者につき、申請はいずれか片方のみ。

・補助予定数 30社

③ ホームページ新規作成補助

・補助対象

令和4年3月以降にグリーン・エコプロジェクト参加事業者が一定の様式で新規作成したホームページ（リニューアルは除く）を令和5年2月末までにアップロードし、支払が完了していること。

・補助金額

ホームページ新規作成…………… 6万円

・補助予定数 20社

④ 環境性能優良ディーゼルトラック補助

・補助対象

グリーン・エコプロジェクト参加事業者が、都内ナンバーの事業用貨物自動車（環境性能優良ディーゼルトラック）を令和4年2月以降、令和5年1月末日までに導入（新車「新規登録車」）し、支払等を完了していること。

・補助金額

小型…… 3万円、中型…… 6万円、大型…… 10万円（補助制限：1社5台もしくは30万円上限）

4) 申請受付期間

令和4年7月15日（金）から令和5年3月3日（金）まで。

※ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した場合はその時点までとする。

5) 申請手続き

各補助内容に対応する「補助金交付申請書（兼請求書）」を記入し、申請書記載の添付書類を添えて東京都トラック協会業務部交通・環境グループ「グリーン・エコプロジェクト事務局」に提出する。

【申請及び問合せ先】

（一社）東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ 「グリーン・エコプロジェクト事務局」

☎03-3359-6670（グリーン・エコプロジェクト関係）

5 交通安全対策に係る助成

(1) 安全装置等導入促進助成

1) 交付要領

「令和4年度 安全装置等導入促進助成事業取り次ぎ実施要領」(令和4年4月1日)

2) 助成額

(ア) 全ト協助成額

車両に取り付けた項目6)①～④の装置1台につき2万円を上限として、装置取得価格(機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお、取付工賃及び消費税は取得価格に含まない。)の1/2までとする。

なお、取得価格の1/2に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てとする。

(イ) 東ト協助成額

車両に取り付けた項目6)③の装置1台につき、4万円を助成する。

3) 実施期間

受付期間は、令和4年4月15日から令和5年3月21日(必着)

※上記期間内であっても、前項2)(ア)、又は同(イ)の助成申請がそれぞれの予算額に達した場合には、その時点で該当する装置の助成は受付終了とする。受付期間中に受付を終了する場合、または受付期間に変更が生じる場合は、東ト協ホームページ等で周知する。

4) 助成台数

(ア) 全ト協助成枠

1会員事業者につき、支部登録車両数分(上限30台)までとする。

(イ) 東ト協助成枠

1会員事業者につき支部登録車両数分(上限5台)までとする。

5) 助成要件

(ア) 助成対象車両

① 全ト協助成対象

東ト協会員事業者が使用している事業用トラックで、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあること。

ただし、東ト協定款に定める普通会员及び副会員にあっては、上記を満たさない装置装着対象車についても、使用の本拠が位置する道府県トラック協会に加入していないことを条件として助成の対象とする。

② 「東ト協助成対象

東ト協会員事業者が使用している事業用トラックで、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあること。

(イ) 助成対象期間

① 全ト協助成、及び東ト協助成共通で、令和4年4月1日から令和5年3月21日までに対象装置の導入(装着)、及び支払い関係が終了し、当該装置に係る助成金交付申請を行っていること。

② 全ト協助成、及び東ト協助成共通で、令和5年3月22日から令和5年3月31日の間に導入(装着)する場合には、助成金交付請求の対象外とする。

6) 助成対象装置

助成対象の装置は、次に掲げる通りとし、全ト協が認めた装置とする。

なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ①「後方視野確認支援装置」(バックアイカメラ)
- ②「側方視野確認支援装置」(サイドビューカメラ)
- ③「呼気吹込み式アルコールインターロック装置」
- ④「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」

※上記助成対象機器の内、①・②・④の装置は全ト協単体で助成。

※上記助成対象装置の内、③の装置は全ト協・東ト協の両方で助成。なお、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあることを条件として、全ト協と東ト協の助成を併用できる。

※各装置の助成額、及び申請台数に係る取扱いの詳細は東ト協ホームページ、及び実施要領（東ト協ホームページ掲載）を参照。

7) 申請方法・申請書類等

下記の（ア）申請様式①から⑤に、（イ）添付書類⑥から⑨を添えて、東ト協会長宛に提出すること。

（ア）申請様式

- ①「安全装置等導入促進助成金 交付請求書」（様式1）
- ②「安全装置等導入内訳書」（様式2）
- ③「安全装置等装着証明書」（様式3）

※「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」の場合は、様式3に代えて納品書の写しを提出すること。

- ④「誓約書」（様式4）

本助成事業の申請をする場合は、国の安全装置の補助事業を受けていないことが条件となるため、国の補助事業を受けていない（受けない）ことを確認するため、提出が必要となる。

- ⑤「確認書」（様式7）

上記5）（ア）①に定める、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都以外の場合、当該車両の使用の本拠に位置する道府県トラック協会に加入していないことを確認するため必要となる。（※東京都を使用の本拠としない車両。）

（イ）添付書類

- ⑥ 対象装置を装着した車両の「自動車検査証の写し」

※「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」は車両に設置する機器ではないが、助成上限、使用場所等の確認のため、主に装置を使用する車両の自動車検査証の写しを提出する。

- ⑦ 購入の場合には、対象装置購入の「領収書の写し」または「割賦販売契約書の写し」（車両代金を分割払いにする場合、装置代金部分の支払いが終了していることが必要であるため、「装置のみの領収書の写し」、または「装置取得価格分の支払いが終了している事が分かる書類の写し」を別途添付すること）。

リースの場合には、「リース契約書の写し」

（自動車登録番号または車台番号が記載されたもの）。

5 交通安全対策に係る助成

⑧ 取付工賃及び消費税を除いた対象装置の実費価格がわかる「見積書の写し」、または「請求内訳書の写し」など。

⑨ Gマーク認定事業所認定書の写し

※「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」を申請する場合のみに添付すること。

※上記「(ア)申請様式」、及び「(イ)添付資料」を作成・提出する際の注意点等の詳細は、東ト協ホームページ、及び実施要領（東ト協ホームページ掲載）をご確認ください。

8) 助成の実施機関

(公社) 全日本トラック協会 (一社) 東京都トラック協会

【問合せ先】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-3618

(2) 点呼支援機器等導入促進助成**1) 実施要領**

「令和4年度点呼支援機器等導入促進助成事業取り次ぎ実施要領」(令和4年4月1日)

2) 助成申込み受付期間

令和4年4月15日～令和5年2月28日(必着)

※上記期間内であっても全ト協の交付限度総数に達した場合には、その時点で受付終了とする。なお、受付期間中に受付を終了する場合や、受付期間が変更になる場合は、東ト協ホームページ等で周知する。

3) 助成額、及び助成台数

対象となる点呼支援機器等の導入に要する費用のうち、上限10万円とし、年度内の申請台数は1事業者あたり1台まで。

4) 助成対象者**① 東ト協の会員事業者で中小企業者を対象とする。**

※中小企業者とは、中小企業基本法により定められた中小事業者であり、「資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社」または「常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人」のいずれかに当てはまる事業者を指します。

② 認可された営業所の位置が東京都内にあること。

※ただし、東ト協定款に定める普通会員及び副会員にあっては、上記②を満たさない営業所が位置する道府県トラック協会に加入していないことを条件として助成の対象とする。

5) 助成対象機器

国土交通省の実証実験にて使用されている点呼支援機器等とする。具体的には、株式会社ナブアシストが開発した「ロボット点呼」(通称「ユニボ」)に関わるシステム機器一式とする。

令和3年4月1日から令和5年2月28日に株式会社ナブアシスト、日本貨物運送協同組合連合会及び販売取扱店等を通じて、新たに導入(サービスの利用を開始)し、前項「2) 助成申込み受付期間」に記載された期間中に助成金申請が行われたものを対象とする。

助成対象には、上記機器及びシステムの導入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、消費税は導入費用に含まない

6) 申請方法

下記の申請様式に、添付書類を添えて、東ト協会長宛に提出すること。なお、申請様式は作成原本、添付資料は写しを提出すること。

① 申請様式

- ・「点呼支援機器等導入促進助成事業 助成申請書」(様式1)
- ・「確認書」(様式2)

協会に加入していないことを確認するため必要となる。

② 添付書類

- ・「領収書」の写し
- ・サービス利用申込書(契約書)の写し
(表紙のみ、利用規約以降は省略可)

5 交通安全対策に係る助成

- ・ 管理N oが記載された書類の写し
（「サービス利用申込書（契約書）」に記載されている場合は不要）
- ・ 「事業概況報告書」の写し
（「事業報告書」内の1号様式のみ）
※「①申請様式」に記載の各種申請書様式は、東ト協ホームページよりダウンロード・印刷が行えます。
※その他、本助成事業に係る注意点等の詳細は、東ト協ホームページ、及び実施要領（東ト協ホームページ掲載）をご確認ください。

7) 助成の実施機関

（公社）全日本トラック協会

【 問合せ先 】

（一社）東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ
☎03-3359-3618

(3) ドライバー等安全教育促進助成

1) 実施要領

令和4年度ドライバー等安全教育促進助成事業取り次ぎ実施要領(令和4年4月1日)

2) 申込み受付期間

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

※記期間内であっても、東ト協分の予算額に達した場合には、その時点で受付終了とする。

3) 助成対象者

東ト協会員事業者の都内事業所に勤務しているドライバー等

4) 助成対象研修施設・研修内容

(ア) 特定研修施設

- ① 一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
- ② 一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター
- ※各研修施設の所在地、及び連絡先等は東ト協ホームページを参照。

(イ) 指定研修施設

- ① 自動車安全運転センター 安全運転中央研修所
- ② クレフィール湖東 交通安全研修所
- ③ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道
- ※本施設は「東地区会場」と「西地区会場」に分かれている。
- ④ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前
- ⑤ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城
- ※本施設は「東地区会場」と「西地区会場」に分かれている。
- ⑥ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー南湖
- ⑦ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー茨城
- ⑧ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま
- ※本施設は「前橋自動車教習所」と「かぶら自動車教習所」に分かれている。
- ⑨ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉
- ⑩ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原
- ⑪ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原
- ⑫ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI
- ⑬ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ
- ⑭ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA
- ⑮ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI
- ※各研修施設の所在地、及び連絡先等は東ト協ホームページを参照

(ウ) 研修内容

研修施設での助成対象講習については、東ト協ホームページに一覧を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。なお、各研修施設で取り扱う講習内容の詳細につきましては、各研修施設のホームページ等にてご確認ください。

5) 助成対象人数・助成額

1社10名まで

(ア) 特別研修：令和4年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修一覧に定める額(2泊3日／4泊5日)

5 交通安全対策に係る助成

Gマーク認定事業所の場合は原則受講料全額助成（ただし一部例外有り）

（イ）一般研修：令和4年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 一般研修一覧
のとおり（1泊2日）

受講料の一部 定額10,000円

※各講習の受講料、及び助成額一覧は東ト協ホームページを参照

6) 事業者が助成申込みから助成金を受け取るまでの流れ

（ア）助成枠の事前確認

事業者が、東ト協へ連絡し、助成枠に空きがあるかを確認する。

（イ）施設予約

助成枠の空きを確認後、事業者が安全教育訓練施設に予約する。

（ウ）助成枠申し込み

東ト協に助成枠の申込書を提出する。（「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」
（様式1））

（エ）受講料納入

安全教育訓練施設に受講料を納入する。

※ 受講開始の7日前までに納入すること。（7日を過ぎるとキャンセル扱いとする。）

（オ）訓練実施

訓練終了後に安全教育訓練施設より修了証が交付される。

（カ）実施報告

訓練終了後に7日以内に東ト協へ下記の書類により実績報告する。

①「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」（様式2）

②研修参加報告書（様式3）

③添付書類

- ・研修修了証の写し
- ・受講料に係る領収証（銀行振込金受取証等でも可）の写し
- ・Gマーク認定書の写し（Gマーク所有の事業者で特別研修を受講する場合）

（キ）助成金の交付

東ト協より助成金交付

※申込書、実施報告書等の各様式は東ト協ホームページよりダウンロード・印刷
が可能です。

※その他、本助成事業に係る注意点等の詳細は、東ト協ホームページ、及び実施
要領（東ト協ホームページ掲載）をご確認ください。

7) 助成の実施機関

（公社）全日本トラック協会

【問合せ先】

（一社）東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-3618

(4) 運転者適性診断（初任診断・適齢診断）受診助成

1) 交付要領

運転者適性診断（初任診断・適齢診断）受診要領（令和4年4月1日）

2) 適性診断補助 協定先適性診断認定機関

適性診断補助の対象は、次の認定機関において実施する初任診断及び適齢診断とする。

(1) 独立行政法人 自動車事故対策機構 東京主管支所

〒130-0013 東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル8階

(2) ヤマト・スタッフ・サプライ 株式会社 東京研修センター

〒134-0084 東京都江戸川区東葛西 6-2-3 第三須三ビル2階

(3) 一般社団法人 こころーど

〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-15-8 蒲田月村ビル6階

(4) 杉並交通第二 株式会社

〒168-0072 東京都杉並区高井戸東 3-36-15

(5) 株式会社 京成ドライビングスクール

〒125-0054 東京都葛飾区高砂 5-54-10

(6) 青伸産業運輸 株式会社

〒198-0023 東京都青梅市今井 3-10-1

(7) 飛鳥ドライビングカレッジ日野

〒191-0065 東京都日野市旭が丘 1-1-2

3) 運転者適性診断補助の対象

(1) 補助対象者 東ト協の会員事業所に所属する運転者等

(2) 補助対象とする診断 初任診断及び適齢診断（上記2）. の協定先認定機関での受診に限る）

(3) 補助金額 受診1名あたり 2,000円

(4) 年間対象人数 2,400名

(5) 年間補助額 4,800,000円

4) 運転者適性診断（初任診断又は適齢診断）受診の取扱い

協定先認定機関が実施する運転者適性診断（初任診断又は適齢診断）の受診料の一部補助の手続きは以下による。

(ア) 受診を希望する会員事業所は、所属する支部において、事前に「令和4年度適性診断受診依頼書」(第1号様式)の交付を受け、希望する協定先認定機関へ予約を入れ受診する。

(イ) 所属支部は、「令和4年度適性診断受診依頼書」(補助申請書を兼ねる)の所定の欄に支部名を記入し、支部印を押印したうえで、受診を希望する会員事業所に交付する。

(ウ) 支部は次の事項について、受診を希望する会員事業所に指導する。

①「適性診断受診料一部補助申請書」の枠内に必要事項を必ず記入する。

② 代表者印は社長、支店長、担当部長等を含む社内で権限委任を受けている職名印を押印する。

5) 受診当日の取扱い（受診者）

受診者は、必要事項を記入した「令和4年度適性診断受診依頼書」を受診窓口に提出し、正規の受診手数料から2,000円を差し引いた金額を協定先認定機関に支払い、適性

5 交通安全対策に係る助成

診断を受診する。

ただし、下記に該当する場合は受診料の補助を受けられない。

- ・受診当日、認定機関の窓口にて「令和4年度適性診断受診依頼書」の提出がない場合
- ・「令和4年度適性診断受診依頼書」の複写（コピー）を使用した場合
- ・「令和4年度適性診断受診依頼書」記載欄の未記入や支部印・事業者代表者の捺印がない等の不備があった場合

6) 助成の実施機関

(一社) 東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-3618

(5) 運転記録証明書交付料助成・セーフティドライブ・コンテスト参加支援助成

1) 交付要領

「運転記録証明書交付料助成・セーフティドライブ・コンテスト参加支援助成取扱要領」
(令和4年4月1日)

2) 実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

3) 助成総額 8,040,000円(補助対象12,000名)

4) 会員事業者における交付申請料助成額

申請者1名につき670円とし、東ト協本部より自動車安全運転センター東京都事務所へ支払う。

① 一般(個人)助成

ドライバーの雇入れ時や社内の安全管理における個人証明の取得に対して支援する。

② セーフティドライブ・コンテスト(団体)助成

警視庁が主催するセーフティドライブ・コンテスト(1チーム5名)の参加を支援する。

5) 会員事業者における交付料助成(上限)

所属支部登録台数が30台未満の場合は、運転者の人員に関係なく、年度を通じ、1社支部登録台数(名)を上限として助成する。ただし、所属支部登録台数が30台以上の場合は、運転者の人員に関係なく、年度を通じ、1社30台(名)までを上限として助成する。上限を超えた場合は、事業者協会から請求する。

所属支部登録台数が不明な場合は、所属支部にお問い合わせ願います。

6) 交付手順

(ア) 一般(個人)

① 東ト協指定の運転記録証明書交付申請書・委任状(申請者一覧)を所属支部から取得し、必要事項をすべて記入し、代理人及び申請者に押印。

※東ト協指定の様式以外やコピー、また記入・押印漏れで申請された場合は、助成されない場合がありますのでご注意願います。

② 作成した申請様式等を、自動車安全運転センター東京都事務所へ直接提出(郵送可)
※交付申請書1枚に委任状を複数枚添付して申請することもできます。

③ 出来上がった証明書は、委任状記載の事業者(代理人)宛に自動車安全運転センター東京都事務所から送付される。

(イ) セーフティドライブ・コンテスト(団体)

① 協会ホームページにて募集し、事業者は協会ホームページからコンテスト参加専用の運転記録証明書交付申請書・委任状をダウンロードする。

※セーフティドライブ・コンテスト専用様式以外、また記入・押印漏れで申請された場合は、助成されない場合がありますのでご注意願います。

② 事業者は、1チーム5名を編成して必要事項をすべて記入、代理人及び申請者に押印し、自動車安全運転センター東京都事務所に6月30日までに直接送付する(郵送可)。

③ セーフティドライブ・コンテスト終了後(12月末)、結果及び証明書は委任状記載の事業者(代理人)宛に自動車安全運転センター東京都事務所から送付される。

④ 無事故・無違反を達成したチーム(事業者)を対象に警視庁から達成証(カード)

5 交通安全対策に係る助成

及び副賞が送付される。

※運転記録証明書交付申請書・委任状の送付先

(当該交付申請書助成の取扱先は、自動車安全運転センター東京都事務所のみ)

〒140-868 東京都品川区東大井1-12-5 警視庁鯨洲運転免許試験場内

自動車安全運転センター東京都事務所 TEL 03-5781-3660

7) 本年度分の申請期限

下記期限内に自動車安全運転センター東京都事務所宛てに郵送での到着、もしくは直接窓口申請されたものに限り助成対象とする。

① 一般(個人)

令和4年4月1日～令和5年3月31日

ただし、予算が上限に達成次第終了とする。

② セーフティドライブ・コンテスト(団体)

令和4年5月 協会ホームページ掲載以降～令和4年6月30日

8) 助成の実施機関

(一社) 東京都トラック協会

【問合せ先】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-3618

6 人材確保促進

(1) 女性ドライバー免許取得助成

1) 交付要綱

「令和4年度 女性ドライバー免許取得助成実施要綱」(令和4年4月8日)

2) 助成対象期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの。

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象事業者

東ト協会の中小企業者(下記のいずれかに該当すること)

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- ・常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人

4) 助成対象者

以下のすべてに該当する者

- ① 東京都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事する女性であること
- ② 令和3年4月1日～令和5年2月末日に免許を取得していること
- ③ 免許の取得費用を会員事業者が負担していること(運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しない)
- ④ 取得した免許について国及び関係団体等から助成金が交付されていないこと(ただし、全ト協の取次事業としている「準中型免許取得助成事業」との併用可能)
- ⑤ 会員1事業者2名を助成上限とし、それを超えないこと
- ⑥ 助成金交付日を起算として5年以上自社のドライバーとして継続勤務すること

5) 助成額

取得免許に応じて、下記の金額を上限として、取得価格の3分の2を助成

- ① 大型免許 267,000円
- ② 中型免許(限定解除を含む) 180,000円
- ③ 準中型免許(限定解除を含む) 267,000円

6) 助成の実施機関

(一社) 東京都トラック協会

【問合せ先】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-6257

(2) 男性ドライバー免許取得助成

1) 交付要綱

「令和4年度 男性ドライバー免許取得助成実施要綱」(令和4年4月8日)

2) 実施期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象事業者

東ト協会の中小企業者(下記のいずれかに該当すること)

・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること

・常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人

4) 助成対象者

以下のすべてに該当する者

① 東京都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事する男性であること

② 令和3年4月1日～令和5年2月末日に免許を取得していること

③ 免許の取得費用を会員事業者が負担していること(運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しない)

④ 取得した免許について国及び関係団体等から助成金が交付されていないこと(ただし、全ト協の取次事業としている「準中型免許取得助成事業」との併用を可能とする)

⑤ 会員1事業者2名を助成上限とし、それを超えないこと

⑥ 助成金交付日を起算として5年以上自社のドライバーとして継続勤務すること

5) 助成額

取得免許に応じて、下記の金額を上限として助成する

① 大型免許・中型免許・準中型免許の新規取得……………50,000円

② 中型免許・準中型免許の限定解除審査……………30,000円

6) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(3) 準中型免許取得助成

1) 交付要綱

「令和4年度準中型免許取得助成事業交付要綱」(令和4年4月8日)

2) 助成対象者

東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者であり、

- ① 会員事業者が、令和3年4月1日以降に、当該運転者を採用していること
- ② 当該運転者は、平成元年6月2日以降生まれであること
- ③ 当該運転者が、令和3年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その費用の全額を当該会員事業者が負担していること
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること

3) 実施期間

令和4年4月8日から令和5年2月28日

※上記期間中の助成金申請書を提出したもの。

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

4) 助成額

- ① 準中型免許の取得(新規に準中型免許を取得した者及び普通免許取得後に取得した者)
- ② 5トン限定準中型免許の限定解除
 - (1)は40,000円を上限、(2)は25,000円を上限として、1事業者あたり合計で200,000円を上限とする。

※女性ドライバー免許取得助成・「男性ドライバー免許取得助成」と併用可能

5) 助成の実施機関

(公社) 全日本トラック協会

【 問合せ先 】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-6257

(4) 中小企業大学校講座受講促進助成

1) 目的

トラック運送事業の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、令和4年度中小企業大学校講座受講促進制度を実施する

2) 対象者

東ト协会会员である中小企業者(資本金3億円以下または従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者の方

※ただし、1事業者10件まで

3) 対象校

原則として中小企業大学校 東京校またはWEB校 (WEBee Campus)

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5 ☎ 042-565-1207

4) 対象講座

中小企業大学校・東京校またはWEBee Campus (Web 講座) が開設する講座の中で、下記に該当する、全日本トラック協会が助成対象として定めた講座

※助成対象講座は、全日本トラック協会ホームページで確認することも可能です。

① トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座

② 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座

③ 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座

④ 女性リーダーの能力開発等に関する講座

⑤ 情報化、システム構築に関する講座

⑥ その他物流事業に関する講座

5) 補助額

受講料の2/3 (全日本トラック協会1/3 + 東京都トラック協会1/3)

※国、自治体、他団体 (都道府県トラック協会含む) 等からの助成金の合計が受講料の2/3を超える場合、助成金を交付しません。

※予算額に達した場合はその時点で締切り

【 問合せ先 】

(一社) 東京都トラック協会 業務部教育研修・輸送グループ

☎ 03-3359-4137

7 健康労働促進

(1) 健康診断受診助成

1) 交付要綱

「令和4年度健康診断受診に係る助成要綱」(令和4年4月1日)

2) 助成対象者

東京都トラック協会会員の事業所に在籍するドライバー

3) 助成額

助成額は、1名につき1,000円とし、1社30名を上限とする。

(ただし、会費納入車両数まで。)

4) 助成対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月10日までに受診及び助成金申請書を提出したもの。

ただし、支部主催の健康診断については、年度内に助成金支払い処理が完了するものについては、上記期間以降についても対象。

また、支部及び本部主催以外の健康診断で、令和5年3月11日以降に受診するものについては、令和5年3月10日までに申請書様式2を提出し、令和5年3月20日までに支払い完了の書類が提出できる場合に限り対象。

5) 助成の実施機関

(一社) 東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-6257

(2) 睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査助成

1) 交付要綱

「令和4年度 睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査助成制度実施要綱」
(令和4年4月20日)

2) 助成対象者

- ① (一社) 東京都トラック協会会員 (会費未納がないこと。)
- ② 令和4年12月23日までに助成金の申込みをし、都内の営業所に勤務している運転者が検査を受け、令和5年2月6日までに助成金の請求が完了するもの。

3) 申込受付期間

令和4年4月20日から令和4年12月23日まで (F A X ・ 郵送可)。

4) 指定検査機関 (令和4年4月現在)

- ① N P O 法人 睡眠健康研究所
東京都世田谷区大原2-15-15 ☎03-5355-9941
- ② N P O 法人 ヘルスケアネットワーク (O C H I S)
東京都千代田区神田小川町1-3-1 ☎03-3295-1271
- ③ (一財) 運輸・交通S A S対策支援センター
東京都新宿区四谷3-2-5 ☎03-3359-9010

5) 助成対象検査

睡眠時無呼吸症候群 (S A S) スクリーニング検査のうち健康保険適用外である下記の検査

- ・ 第1次検査 (簡易アンケートによるチェック、解析・判定)
- ・ 第2次検査 (パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査)

6) 助成人数

- ① 東ト協 2,500名
- ② 全ト協 2,384名

(いずれも定員になり次第締め切り)

7) 助成金額

1事業者あたり30名まで、1人4,000円を助成 (全ト協2,500円、東ト協1,500円)。
再検査費用は、1人500円を助成 (東ト協500円)。

8) 助成の実施機関

(公社) 全日本トラック協会 ・ (一社) 東京都トラック協会

【 問い合わせ先 】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ
☎03-3359-6257

(3) 脳MRI 健診助成

1) 交付要綱

「令和4年度脳MRI 健診助成実施要綱」(令和4年5月23日)

2) 助成対象者

下記のすべてに該当するドライバー

- ① 令和4年4月1日現在の年齢が45歳以上である
- ② 都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事している
- ③ 一般社団法人運転従事者脳MRI 健診支援機構の提携している医療機関において受診している
- ④ 令和4年2月1日～令和5年1月末の間に受診し、支払いが完了している
- ⑤ 助成対象事業者が受診費用を負担している
- ⑥ 令和2年4月～令和4年3月末の間に東ト協脳MRI 健診助成事業助成金の交付申請をしていない

※中小企業者に限定(下記のいずれかに該当すること)

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- ・常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人

3) 申請受付期間

令和4年5月23日から令和5年2月28日

※上記期間中に助成金交付申請書を提出したものが対象

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

4) 助成額

助成額は、1名につき10,000円とし、会員1事業者につき東ト協届出車両台数まで(上限5名)

5) 助成の実施機関

(一社) 東京都トラック協会

【問合せ先】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(4) 血圧計導入促進助成

1) 交付要綱

「令和4年度血圧計導入促進助成金 交付要綱」(令和4年5月23日)

2) 助成対象機器

全ト協指定の全自動血圧計 (業務用)

※買取り(一括・割賦)にて新たに新品の機器を導入した場合とする。(中古品・リース導入は不可)

3) 助成対象事業者

東ト協会員の中小企業者(下記のいずれかに該当すること)

・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること

・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4) 申請受付期間

令和4年5月23日から令和5年2月28日

5) 助成額

1台につき取得価格の2分の1(上限50,000円)

6) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

発行日 令和 4 年 7 月
発行者 東京都新宿区四谷三丁目 1 番 8 号
一般社団法人東京都トラック協会
(財務部交付金会計グループ)